

各種相談窓口

種 類	内 容	必要なもの	連絡先 (市外局番024)
1 市民法律相談	弁護士が相談に応じます。 生活課への予約が必要です。 【対象者】 市内在住の方。相談は年度内1回となります。	特になし	生活課市民相談室 (本庁2階) ☎ 535-2121
2 消費生活・ 多重債務相談	消費生活相談員が相談に応じます。 (相談時間：平日 午前9時～午後4時) 【対象者】 市内在住及び在勤、在学者 司法書士が相談に応じます。 (開催日時：偶数月の第2日曜日、 午後1時～午後4時) ※完全予約制。消費生活センターに連絡し予約申込み。 【対象者】 市内在住及び在勤、在学者	□ 契約関係書類やトラブルの内容が分かるもの □ 借金の状況が分かるもの(借入れ時の契約書・支払った領収書・通帳など) □ 多重債務相談カード(借金の詳細を記入してご持参下さい。相談カードの様式は消費生活センターHPに掲載しています。)	福島市消費生活センター (ウィズもとまち2階) (相談専用) ☎ 522-5999 (多重債務110番) ☎ 522-7867
3 女性相談	配偶者・パートナーからの暴力(DV)や離婚問題等の相談に応じます。 午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝日、年末年始除く) 【対象者】 市内に居住する女性	特になし	こども家庭課家庭支援係 (保健福祉センター2階) ☎ 525-3780
4 児童虐待相談	児童虐待の相談に応じます。 【対象者】 市内に居住する、18歳未満の子ども。	特になし	こども家庭課家庭支援係 (保健福祉センター2階) ☎ 525-3780
5 こどもに関する 相談	18歳未満のすべての子ども、その家庭、妊婦等からの相談に応じます。 午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝日、年末年始除く) 【対象者】 市内に居住する、18歳未満の子ども、およびその家庭、妊婦。	特になし	こども家庭課家庭支援係 (保健福祉センター2階) ☎ 525-3780
6 スクール カウンセラー への相談	福島市立全中学校と一部の市立小学校にスクールカウンセラーを配置しております。また、スクールカウンセラーが配置されていない小学校につきましては、学区の中学校に配置されているスクールカウンセラーが対応しております。さらに、福島市総合教育センターにはスクールカウンセラーを3人配置しており、子どもの育ちや人間関係の悩み、不登校・心のケア等の相談に応じます。 【対象者】 福島市内の小・中学校・特別支援学校へ在籍している児童生徒	特になし	教育研修課 教育支援係 (総合教育センター) ☎536-7700
7 高齢者虐待に 関する相談	高齢者虐待に関する相談に応じます。 【対象者】 福島市在住の65歳以上の方	特になし	長寿福祉課長寿支援係 (本庁2階) ☎ 525-7657